仕　様　書　番　号
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００６Ｄ
作成　平成１８年　６月　８日 作成　平成２７年　４月　１日
補　給　統　制　本　部

技術資料共通仕様書

技術資料共通仕様書

目　　次

1　総則

1.1　適用範囲 …… 1

1.2　用語及び定義 …… 1

1.3　種類 …… 1

1.4　引用文書 …… 1

2　製品に関する要求 …… 2

3　品質保証 …… 9

3.1　監督・検査 …… 2

3.2　変更部位の再作成等 …… 2

4　出荷条件 …… 2

4.1　包装 …… 2

4.2　包装の表示 …… 2

5　その他の指示

5.1　工程表の提出 …… 2

5.2　資料の使用等 …… 3

5.3　秘密保全 …… 3

5.4　原稿素案の提出 …… 3

5.5　その他 …… 3

図 1－工程表 …… 4

附属書Ａ（規定）補給カタログ等作成要領 …… 5

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
技術資料共通仕様書		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００６Ｄ	
		防衛大臣承認	平成　　年　　月　　日
		作　　成	平成１８年　６月　８日
		変　　更	平成２７年　４月　１日
		作成部隊等名	補　給　統　制　本　部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において調達する装備品等の技術資料に関する共通事項について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次に規定するほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2による。

1.2.1

技術資料

補給カタログ等を作成するために使用する，官側の要求する補給カタログ等資料，製造者の作成する補給カタログ等資料，印刷等に供する資料をいう。

1.2.2

補給カタログ等

補給カタログ，図面等（設計図・写真など），整備諸基準及び取扱書をいう。

1.2.3

製造者

“装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号)”の第2条第4項に規定する製造者のうち，防衛省を除くものをいう。

1.2.4

規格品

国際規格，国定規格，官庁規格（防衛省仕様書を含む。），各種団体規格［補給業務資料（工具規格，優良部品規格などを含む。)］などに基づき製造された製品をいう。

1.2.5

原稿

陸上自衛隊において調達する補給カタログ等印刷原稿用技術資料をいう。

1.3　種類

この仕様書における製品の種類は，補給カタログ等，教育用資料及び印刷用原稿とし，その適用区分は個別仕様書等に規定する。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **規格**

ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　　紙加工仕上寸法

b) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

c) **法令等**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

装備品等の類別に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 53 号）

秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）

2　製品に関する要求

製品に関する要求は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 2 による。

a) 技術資料の細部作成要領については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１の**附属書Ｅ**を準用又は個別仕様書等による。

b) 補給カタログ等印刷に供する技術資料などの細部作成要領は，**附属書Ａ**による。

c) 製造者の製造する規格品以外の部品などを使用する場合において，その取扱説明書などの細部は，個別仕様書等に規定する。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.2　変更部位の再作成等

契約の相手方は，原稿の納入後 1 年以内に原稿内容に不備を発見し，又は技術的変更が生じた場合は，速やかに変更用の原稿を作成して官側に提出し，必要によって類別資料を提出するものとする。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，個別仕様書等に指定した場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の表示

包装の表示は，ファイルなどに個別仕様書等で指示する適用器材名，技術資料の種類，製造会社名などを記載するものとする。

5　その他の指示

5.1　工程表の提出

契約の相手方は，契約後，作業に先立ち官側と調整の上，速やかに，**図 1** に示す様式を標準とした工程表を 3 部作成し，契約担当官等に提出するものとする。

5.2　資料の使用等

資料の使用等は，次による。

a)　技術資料の作成に関し不明な点がある場合は，契約担当官等に申し出て，指示を受けることができる。

b)　技術資料の作成に必要な官側の資料については，契約担当官等に申請（様式適宜）し，閲覧等を実施することができる。

c)　官側の資料については，契約担当官等の許可なく防衛省以外に使用してはならない。

5.3　秘密保全

契約の相手方は，装備品等の製造などに関わる物件，文書，図面などで“特別防衛秘密”，“特定秘密”又は“秘密”に指定されているものの取扱いは，“特別防衛秘密の保護に関する訓令”，“特定秘密の保護に関する訓令”又は“秘密保全に関する訓令”に基づくものとし，その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

5.4　原稿素案の提出

契約の相手方は，原稿の作成途中において原稿素案を作成・提出し，官側と調整を行うものとする。

なお，原稿素案の提出部数は，個別仕様書等によって指定する。

5.5　その他

その他必要事項については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条8による。

												契約番号	
記号説明		月			月			月			工場所在地 連絡担当者名		
月日		10		20	10		20	10		20			
原稿名称	部数												

注記　様式は，基準を示す。

図 1－工程表

附属書Ａ
（規定）
補給カタログ等作成要領

A.1　総則

A.1.1　適用範囲

この附属書は，陸上自衛隊において調達する原稿について規定する。

A.1.2　原稿の種類

調達する原稿の種類（品名）及び数量は，個別仕様書等によって指定する場合を除き，**表 A.1** による。

表 A.1－原稿の種類

番号	原稿の種類	原本	写し	原図（版）	参照仕様書
1	補給カタログ	１部	１部	１部	GLT-CG-Z000001 の 7.3 による（**附属書Ｅ**）
2	図面等				GLT-CG-Z000001 の 6.1 による（**附属書Ｂ**）
3	整備諸基準				GLT-CG-Z000001 の 7.2 による（**附属書Ｄ**）
4	取扱書				GLT-CG-Z000001 の 7.1 による（**附属書Ｃ**）

A.2　製品に関する要求

A.2.1　構成

原稿の構成は，**表 A.2** によるほか，個別仕様書等による。

表 A.2－原稿の構成等

番号	構成		補給カタログ	図面等	整備諸基準	取扱書	補足説明
1	原本・写し	表紙	○		○	○	表書き
2		目次	○		○	○	－
3		本文１	○		○	○	本文，部品表に記載したもの
4		本文２	○		○	○	本文中に説明図（イラスト，写真，表など）を挿入したもの
5		説明図	○	○	○	○	イラスト，平面図，表，写真などで，所要の説明事項を記載したもの
6	原図（版）	立体図	○	○	○	○	－
7		平面図	○	○	○	○	－
8		説明図	○	○	○	○	－
9		写真	○	○	○	○	－
10		ネガ	○	○	○	○	－
11	電子媒体		○	○	○	○	1　番号 1～9 の電子情報を格納したもの 2　媒体及びソフトの種類は，個別仕様書等で規定

A.2.2　原稿の作成

原稿の作成は，次による。

a)　原稿に使用する用紙の規格及び作成要領は，**表 A.3** によるほか，細部は，個別仕様書等に規定する。

表 A.3－用紙の規格等

番号	原稿の区分		用紙の規格		補足説明
			寸法	材料	
1	原本	表紙，目次，本文 1，2	JIS P 0138 のA列４番を標準とする。	白上質紙（再生紙）[a)] 坪量 81.4 g/㎡	―
		説明図	JIS P 0138 のA列４番又はA列３番を標準とする。		
2	写し	原本と同じ。	原本又は記録媒体（ＣＤ，ＭＯ等）とする。		
3	原図（版）	立体図・平面図・説明図	JIS P 0138 のA列４番又はA列３番を標準とする。		[b)]
		写真（ネガを含む。）	手札とする。ただし，外観図及び索引図は，キャビネ判とする。	写真用印画紙	白黒[c)]

注[a)]　本製品は，“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）”に適合するものとする。

[b)]　担当官の承認を得て，トレーシングペーパーを使用することができる。また，配線図，回路図，系統図などの説明図は，記載内容に応じ，指定用紙以上の用紙を使用することができる。

[c)]　写真は，ＪＩＳ　Ｐ　０１３８のA列４番の台紙に適切な配置にはり付けて，オーバーレイに必要事項を記入するものとする。

b)　原本の記述要領については，必要によって個別仕様書等に示すところによる。

c)　説明図に記入する図題，引出線などの要否については，特に個別仕様書等により指定する場合を除き，**表 A.4** による。

表 A.4－説明図に記入する項目の要否

番号	項目	原本	原図（版）
1	図題	○	○[a)]
2	引出線	○	×
3	品番	○	×
4	補給対象外品目	○	×
5	関連図	○	○
6	その他の説明図	○	○

注記　○印は，記入することを示す。

注[a)]　鉛筆書きとする。

A.2.3　仕上がり

原稿の仕上がりは，鮮明であり，汚損などの欠陥があってはならない。